物品売買契約書(案)

沖縄県（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品　名　　大型提示装置（電子黒板）等機器一式（別紙仕様書のとおり）

規　格　　別紙仕様書のとおり

数　量　　別紙仕様書のとおり

第１条　納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

１　納入期限　　令和９年(2027年) ３月19日

２　納入場所　　別紙仕様書のとおり

３　契約金額　　￥＿＿＿＿＿＿　－

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　￥＿＿＿＿＿＿　－

４　契約保証金

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

２　物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

３　納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第３条　乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ、納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

２　乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第４条　乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

２　前項の場合は、甲は１回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第５条　乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

第６条　乙が、前条の納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第７条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

２　前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

３　甲は、第１項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第９条の違約金を免除することができる。

第８条　契約金額は、検査の完了後、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

２　甲の責に帰すべき事由により支払いが遅延した場合においては、乙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条１項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

第９条　甲は、乙の責に帰すべき事由により納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額につき、沖縄県財務規則第109条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

第10条　この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催促を要さず、本契約を解除することができる。

⑴　法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

⑵　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第12条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第13条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第14条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。
２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第15条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第16条　乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第17条　乙は、この契約条項のほか、財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印して各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県知事　古謝　玄太　　印

乙　　印